1. 年末調整とは

・年末調整とは、毎月の給与等から源泉徴収をした所得税の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税及び復興特別所得税額との差額を精算するものです。

2. 年末調整を間違えたり、提出しない場合

・期限までに提出しない場合や間違えた場合には、各自で確定申告を行ってください（PCを用いて簡単に申告書の作成ができます。提出が間に合わなかったり、間違いに気づいた場合は確定申告をしてください）。

・間違えたり、うそをついて申告し、扶養家族の収入限度額超過等、誤申告が発覚すると、税務署より以下の処理が各自に発生いたしますので、注意下さい。

・過去数年間に渡る、該当被扶養者の収入証明書の提出

・追徴税、延滞税の支払い

3. 昨年からの変更点

今年は変更が多く、控除額等の見直しにより従業員自身や家族の方の年収・所得の対象範囲が変わりますので、ご注意ください。

ワンポイント

合計所得金額とは、給与収入から一定の給与所得控除額を引いた金額を言います。

給与所得控除額は次のとおり計算します。

給与収入	給与所得控除額
190万円超過　360万円以下	給与収入×30%＋80,000円
360万円超過　660万円以下	給与収入×20%＋440,000円
660万円超過　850万円以下	給与収入×10%＋1,100,000円
850万円超過	1,950,000円

※扶養控除申告書等に被扶養者の見込み所得額を記入する際は、給与所得控除額を引いた額を記入してください。給与収入と所得の額が同額になることはありません。

※190万円以下は、次の「①給与所得控除の見直し」を参照にしてください。

①給与所得控除の見直し

・給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられました。

・給与収入金額が190万円を超える方については、給与所得控除額の改正はありません。

②基礎控除の見直し

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 (注3)）	基礎控除額		
	改正後 (注1)		改正前
	令和７・８年分	令和９年分以後	
132 万円以下 （200 万 3,999 円以下）	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超　336 万円以下 （200 万 3,999 円超　475 万 1,999 円以下）	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超　489 万円以下 （475 万 1,999 円超　665 万 5,556 円以下）	68 万円 (注2)		
489 万円超　655 万円以下 （665 万 5,556 円超　850 万円以下）	63 万円 (注2)		
655 万円超　2,350 万円以下 （850 万円超　2,545 万円以下）	58 万円		

・個人の合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。

なお、合計所得金額が2,350万円を超える方については、基礎控除額の改正はありません。

③特定親族特別控除の創設

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額 (注)）	特定親族特別控除額
58 万円超　85 万円以下（123 万円超　150 万円以下）	63 万円
85 万円超　90 万円以下（150 万円超　155 万円以下）	61 万円
90 万円超　95 万円以下（155 万円超　160 万円以下）	51 万円
95 万円超　100 万円以下（160 万円超　165 万円以下）	41 万円
100 万円超　105 万円以下（165 万円超　170 万円以下）	31 万円
105 万円超　110 万円以下（170 万円超　175 万円以下）	21 万円
110 万円超　115 万円以下（175 万円超　180 万円以下）	11 万円
115 万円超　120 万円以下（180 万円超　185 万円以下）	６万円
120 万円超　123 万円以下（185 万円超　188 万円以下）	３万円

・特定親族特別控除という新たな制度が創設されました。従業員に特定親族がいる場合に、その特定親族一人につき、その合計所得金額に応じて所得から一定額（最高63万円）を控除するものです。

・特定親族とは、従業員と生計を共にする19歳以上23歳未満の親族（配偶者などを除く）で、合計所得金額が58万円を超え123万円以下（給与収入123万円超・88万円以下）の方をいいます。この収入範囲内のお子さん等（学生、フリーターやパートタイマー等が多いでしょう）と生計を同一にしている方は、扶養控除は受けられなくても、特定親族特

別控除を受けられることがあります。

・合計所得金額が58万円以下の場合は、従来どおり扶養控除の対象となります。

④扶養親族等の所得要件の改正

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（注1）（収入が給与だけの場合の収入金額（注2））	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 （123 万円以下）	48 万円以下 （103 万円以下）
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超　133 万円以下 （123 万円超　201 万 5,999 円以下）	48 万円超　133 万円以下 （103 万円超　201 万 5,999 円以下）
勤労学生	85 万円以下 （150 万円以下）	75 万円以下 （130 万円以下）

・基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族などの所得要件も改正されました。

4. 提出物

①全従業員が対象となるもの

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（令和7年分と令和8年分）
- 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書（保険料等の控除証明書を必ず添付してください）

※配偶者がない、保険に加入していない等で該当しない場合も未提出かどうかの区別のため、提出をお願いします。

②対象者のみが提出するもの

・中途入社された方

当社に中途入社された方で、令和7年に他から給料を受け取っている方は、前の会社の源泉徴収票を必ず提出してください。

・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を申告する方

〇税務署が発行する「住宅借入等特別控除申告書」

〇借入金融機関が発行した「年末残高証明書」

・障害者控除や障害者特別控除を受ける方

〇障害者手帳のコピー

・昼間の学生の方

〇学生証のコピーまたは在学証明書コピー

・扶養親族が海外にいる方

〇戸籍の附票及びパスポート　または　外国政府発行の戸籍謄本、出生証明書など

※日本語以外で記載されている場合は、翻訳を添付してください。

〇外国送金依頼書など、金融機関等が発行した送金の記録がわかる書類

5. 提出期限

令和7年〇月〇日までに提出してください。